

公共事業事前評価調書(公共事業事前評価結果整理表)

主要目標番号	Ⅱ.Ⅱ-1.(1)
対象事業	道路・街路事業
主要目標	歩行者等の安全性の確保

優先順位付け の考え方	対象地区・箇所名	個別事業の妥当性評価						事業間優先度の評価								事業間 ランク	評価委員会意見	総合意見	評価結果		
		公共関 与、事 業執行 主体の 妥当性	経済効 率性	事業 実施、 規模 の妥 当性	整備 手法 の有 効性	環 境 負 荷 へ の 配 慮	事業 計画 の熟 度	貢献度ランクの評価					副次効果ランクの評価								
								貢献度 ランク	歩行者・ 自転車交 通量	自動車交 通量	通学路の指定又は園児、児童、 障害者等交通弱者の交通量又は 小中学校 園児、児 童、障害 者等交 通弱者 の交通		現況の歩 道幅員	副次効果 ランク	評点						
											人台/12h	台/12h								人/日	km
	(主) 蕪崎増富線 (小笠原工区)	○	-	○	○	○	a	63	946	-	あり	-	0.00	1	2	S I			実施		
歩行者・自転車及 び自動車の交通 量が多く、通学路 等求められる安 全水準の高い区 間を優先する。																					
								基準値	71	3,314	40	あり	1.0	1.40	基準値	2.0					

副次効果評価調査

主要目標番号	II-1-1. (1)		主要目標に対応する副次効果項目	対象地区・箇所 で想定される副次効果	評価の説明	評価結果	
主要目標	歩行者等の安全の確保						
評価対象地区・箇所名	(主) 荊崎増富線 (小笠原工区)						
I 県民生活の豊かさと経済の発展を支える基盤充実	I-1. 交通の利便性の向上	(1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上	●注				
		(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	●注				
		(3) 市街地内の交通の円滑化					
		(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上	●注				
	I-2. 生活環境の向上	(1) 森林機能の維持・向上					
		(2) 憩い空間の創出					
		(3) 生活排水処理機能の向上					
		(4) 良好な市街地空間の確保	●				
		(5) 適正な居住空間の確保					
		(6) 歩行者等の通行空間の確保	●				
		(7) 道路景観の向上					
	I-3. 農林水産業の振興	(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上					
		(2) 農業生産力の向上					
		(3) 農業排水能力の向上					
		(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)					
(5) 森林整備の効率化							
II 暮らしと経済活動の安全性確保	II-1. 交通の安全性の向上	(1) 歩行者等の安全性の確保					
		(2) 災害に強い道路の確保	●				
		(3) 都市災害防止					
		(4) 交差点の安全性、円滑性の向上	●				
	II-2. 洪水・土砂被害の防止	(1) 洪水被害の防止					
		(2) 土石流被害の防止					
		(3) 崖崩れ被害の防止					
		(4) 地滑り被害の防止					
	II-3. 鳥獣被害の防止	(1) 鳥獣被害の軽減					
	副次効果項目	交通利便性	交通ターミナル機能の強化				
アクセス機能の維持							
主要渋滞ポイントの解消			●				
生活環境		水質の浄化					
		大気汚染の軽減					
		騒音・振動の軽減					
		良好な景観の創出	●				
		バリアフリー化の促進	●	○	車椅子で通行可能な幅員の確保	1	
		ライフラインの強化	●				
		身近な緑地・交流の場の提供	●				
		飲雑用水の安定供給					
自然環境		糞尿の処理					
		地域の文化・学習等活動の支援					
		各種情報の円滑な提供					
事故・災害防止		水源涵養機能の向上	●				
	生態系空間の再生						
	防火帯・延焼遮断帯の確保	●					
	緊急時の避難・救助機能の確保	●	○	緊急時の避難路の確保(避難場所: 明野小学校)	1		
生産性	被災時の被害波及の防止						
	既存施設の崩壊危険性の排除						
	走行安全性の確保	●					
	林業生産力の向上						
その他	遊休農地の解消						
	新たな公用地の創出						
	農地の保全						
	農林産物の販売促進						
	重要プロジェクトとしての位置づけ	●					

副次効果
評価合計

2

注1)「主要目標に対応する副次効果項目」の欄に「●」が附されている副次効果項目のうち、「対象地区・箇所」で想定される副次効果」の欄に「○」を記入、「評価の説明」欄に具体的な評価内容を記入する。

注2) 副次効果の内、他の主要目標に該当するものは、当該主要目標内でのランク区分の基準に従いランク付けを行い、ランクに該当するものは2点、ランク以下の場合には1点とする。

注3)「II-1. (1)歩行者等の安全性の確保」、「II-1. (2)災害に強い道路の確保」、「II-1. (4)交差点の安全性、円滑性の向上」を主要目標とする事業(地区・箇所)の副次効果の評価にあたり、「I-1. 交通の利便性の向上」に基づく副次効果項目については、いずれか1項目のみを抽出し評価を行う。